

事業系可燃ごみの適正処理について

村では、村内事業者の皆様に対して一般廃棄物（ごみ）のうち、事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」について、生活に伴って発生する「家庭系ごみ」とはしっかり区別していただくこととした『事業系ごみの適正処理』を平成21年10月より行っています。

事業者の皆様には、ごみと資源をしっかりと分別していただき、ごみの減量化にご協力をお願いします。

事業系ごみを収集する方法は村への登録時に選択した方法で排出していただきます。

なお、排出方法を変更されたい場合は、変更申請書をご提出ください。

1 可燃ごみ

事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」のうち、可燃ごみについては、次の方法により排出をお願いいたします。

- ①役場で事業所登録及び次の表のいずれかの排出方法を選択し、申請していただきます。
- ②役場で「事業系一般廃棄物処理券」を購入して下さい。
- ③透明又は半透明の袋に「事業系一般廃棄物処理券」を貼り、排出してください。

排出方法	ごみ処理券種類	1回の排出量	収集日など
ごみ集積所	20ℓ 70円	2袋まで	ごみの収集日程表 「もえるごみ」の日
	45ℓ 160円		
リサイクルセンターへの持ち込み	45ℓ 150円	10袋まで	毎週 月・木曜日の 午後1時30分～5時 第2・4土曜日の 午前9時～正午
	90ℓ 300円		
個別回収	45ℓ 180円	11袋以上	毎週 月・木曜日の午後
	90ℓ 330円		

※袋の中には、「資源ごみ」や「その他（粗大）ごみ」は絶対に入れないでください。

※村外から搬入されたと判断されるごみは受け入れしません。

※処理をするごみが大量の場合は専門業者に処理を依頼してください。

2 資源ごみ（びん、カン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、古紙・紙パック、ミックスペーパー、古着類）

村内の事業者の皆様から出される「資源ごみ」については「ごみと資源の正しい出し方・家庭用ガイドブック」の分別方法で分別していただき、収集日にごみ集積所にて収集いたします。

資源ごみであっても、分別されていないごみは、収集いたしません。

3 その他のごみ（その他（粗大）ごみ、産業廃棄物）

事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」のうち、その他（粗大）ごみ及び産業廃棄物については、村では一切受け付けしません。収集運搬処理を収集運搬許可業者への委託により適正に処理してください。